

今後の野生イノシシ豚熱対策の対応方向

令和4年3月
消費・安全局 動物衛生課

1 豚熱発生からの対策状況について

(1) 平成30年9月、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策を講じる必要があることから、サーベイランスによる野生いのししにおける豚熱浸潤状況の把握及び捕獲強化による野生いのししの減数対策に加え、EU等における取組を参考に、我が国初めての取組として、平成31年3月から岐阜県及び愛知県の2県で経口ワクチンの散布を開始し、これらの対策開始から3年が経過した。

(2) 野生いのししにおける豚熱の新規発生は、平成30年度に2県、令和元年度に10県、令和2年度に12県、令和3年度に3県、と拡大しており、現在までに計27都府県で野生いのししの豚熱が確認されている。特に令和4年3月には、これまで日本最西端(本州)での野生いのししにおける豚熱の発生は兵庫県であったところ、西に約280kmの距離に位置する山口県岩国市及び広島県大竹市で発生が確認され、九州への拡大リスクも増大している状況である。経口ワクチンについては散布開始から令和3年度末までに28都府県で約153万個を散布しているところ。

陽性イノシシ確認県

岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県、群馬県、静岡県、山梨県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県、奈良県、大阪府、和歌山県、栃木県、山形県、兵庫県、宮城県、山口県、広島県

経口ワクチン散布県

岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、静岡県、群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、奈良県、千葉県、大阪府、和歌山県、兵庫県、鳥取県、岡山県、宮城県、福島県、山形県

2 野生いのししにおける豚熱対策の効果及び課題について

(1) サーベイランス

平成30年9月から、全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。令和4年3月現在までに全国で、死亡イノシシ約3,000頭検査し約1,200頭の陽性、捕獲イノシシ約48,000頭検査し約3,400頭の陽性を確認している。一部の県でサーベイランス検査数が十分ではなく、野生いのししにおける豚熱の正確な浸潤状況が把握できていなかったことから、各都道府県の年間のサーベイランス目標数を

299頭に設定し、令和3年9月より検査数が不十分な県を中心に今後のサーベイランス強化に向けた打ち合わせ等を実施し、サーベイランスの強化を推進。令和4年3月時点では令和3年9月時点と比較し、年間299頭以上に達している県が17県から22県に増加するとともに、全国の年間検査数も17,981頭から22,631頭に増加した。

しかし、未だ検査数が不十分なことから豚熱の浸潤状況が把握できていない地域が存在しており、特に令和4年3月の山口県での発生の感染ルートを考察するにあたり、山陽地方での検査数の不足により、正確な考察が困難であることが令和4年3月23日に開催された牛豚等疾病小委員会でも言及されている。これらの地域においては豚熱の浸潤状況が把握できないことには戦略的な対策の実施が困難であるため、早急に検査数を増加させる必要がある。

(2) 捕獲強化

豚熱陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県等の36都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動制限に重要な地域を捕獲重点エリアに設定し、捕獲強化を図っているところ。令和2年度の集計(令和4年3月時点で最新)では、約67万頭の野生イノシシを捕獲・狩猟しているところ。

(3) 経口ワクチン

経口ワクチンの散布開始から3年が経過した岐阜県と愛知県においては、発生のピークから時間が経過したことにより豚熱感染いのししの減少傾向が確認されている。一方で、月ごとの免疫付与個体の割合は両県ともに新規個体の発生や豚熱ウイルスの野外株による個体保有個体の減少等に伴い、ピーク時の7~8割から1~4割程度に減少し、その後は同程度の割合で維持されている。このような中、岐阜県の本巣市、瑞浪市では、再び少数ながら豚熱感染いのししが6月以降散発的に確認され、愛知県でも令和3年10月に豊田市で再び感染いのししが確認されており、感染が再拡大することも懸念されるため散布を継続する必要がある。

3 今後の野生いのししにおける豚熱対策の方針について

(1) サーベイランス

飼養豚へのワクチン接種や野生いのししへの経口ワクチン散布等、戦略的な対策の実施するためにも、山陽地方、四国地方、九州地方の検査数を都道府県と連携し、迅速に増加させる。今年度に導入されたリアルタイムPCRの検査等の活用も促進し、アフリカ豚熱の監視体制も併せて強化を推進する。また、サーベイランス結果についてはHP等を活用し、生産者に豚熱発生状況についてわかりやすいよう情報提供体制を強化し、正確かつリアルタイムにアラートを発信できる体制を構築する。

(2) 捕獲強化

環境省や都道府県、猟友会等、関係機関と連携し、引き続き捕獲の強化を図る。

(3) 経口ワクチン

経口ワクチンについては、散布対象地域が拡大する懸念もあることから、地上散布等に関する実証結果を野外散布指針に反映するなど、現在得られている知見を最大限に活用し、効果的かつ効率的な方法で散布できる体制を構築する。

散布については得られたサーベイランス結果に基づき、養豚場への感染リスクの低減を優先するよう散布を実施する。特に感染野生イノシシの急増場所への早急な散布や養豚生産者の理解を得つつ、養豚場の周辺のイノシシ生息地域への散布を進める。

(4) 人や物を介した交差汚染の防止

都道府県と連携して、野生いのししの捕獲・狩猟従事者へ講習会等を開催するなど、交差汚染防止対策の周知を行う。特に県内外を行き来する捕獲・狩猟従事者に対しては周知徹底を図る。

また、登山者等、山林に立ち入る者に対して、農場関係者以外の者がみだりに農場に立ち入らないこと、野生いのししの餌となる残飯ごみを放置しないこと、下山時や帰宅時には靴の履き替えや洗浄・消毒を実施すること等について、都道府県と連携して、登山口、旅行案内所、宿泊施設、空港や海港等旅行者等の目につきやすい場所にポスターを提示するなど、注意喚起を行う。